

# 高校生の選考・採用にかかる留意点

## 【1】採用計画について

- 新卒求人と一般求人（中途採用）の採用枠は**必ず別枠**にしてください！！  
また、採用計画は高校、大学等それぞれ**学歴別に策定**してください！！
- ※ 高卒求人をお申込みいただいた後に、「未充足取下げ」や「募集人数の削減」をおこなった場合は、**学校への事情説明・謝罪及びハローワークへの報告書提出等が必要**となりますので、**厳正かつ的確な採用計画の樹立**をお願いいたします。
- ※ 当初の明示（求人）条件の変更、削除、追加することは不適切とされています。**安易な変更はできませんので、求人内容は慎重に検討した上で、お申し込みください。**
- ※ **求人者マイページからの求人取消しは行わないでください。**

## 【2】スケジュールについて

- 新潟県高等学校就職問題検討会議において、令和6年3月高等学校卒業予定の応募・推薦等については、以下のとおり申し合わせが行われています。

日 程	項 目	備 考
6月1日～	求人受理開始	・ハローワークで求人票の受付を開始します。
7月1日～	高校への求人提供	・インターネットや文書等により情報提供します。
	企業の学校訪問	・直接学校訪問することができます。（※ハローワークで受理された求人票が必要です） ・他のハローワークへ求人票を郵送できます。
9月5日～	推薦開始	・生徒の応募書類が送付されます。（一次応募のうち、新発田所管内生徒分は、学校側から直接送付されます） ・この時点で生徒が応募できるのは <b>1人1社</b> です。
9月16日～	選考開始	・この日以前には、書類選考等含め <b>選考は一切行わないでください。</b>
11月1日～	複数応募開始	● <b>1人2社まで応募が可能</b> となります。

## 【3】選考について

### （1）選考の開始（面接試験日）

- 応募があった場合は可能な限り**早期に選考を実施**してください！  
※ 高校生は10月31日まで「1人1社制」としており、不採用の結果通知を受けてから次応募となるため、応募者が少ない等の理由で選考日程を遅らせることのないようにしてください。
- 面接試験日の案内は、早期に学校を通じて文書で本人へ通知してください！

## (2) 選考方法

- 「全国統一応募用紙（履歴書）」「調査書」以外の書類は提出を求めないでください！
- 書類選考のみで結果を出さないでください！
- **面接のチャンス**を与えてください！

※ 生徒が体調不良などで面接日延期等の申し出があったときは、後日別途面接の機会を設ける等、可能な限りチャンスを与えてください。

- **本人の適性・能力のみを基準とし、公正な採用選考を実施してください！**  
**また、採用選考の担当者全員が「公正採用選考」の考え方を理解し、実行する社内体制を整えてください。**

## (3) 結果の通知

- **結果通知は速やかに**お願いします（**原則3日以内**）！

※ 結果通知の遅れは本人に不安を抱かせます。特に不採用の場合は次の就職活動にも支障をきたしますので、速やかに学校へ文書で通知してください。

※ 現在の郵便事情を考慮いただき（近隣地域でも2日かかります）、3日を経過しても選考結果が確定しない場合は、各高校へ選考状況等のご連絡をお願いします。

※ 不採用者の応募書類は学校へ速やかに返送してください。

## 【4】採用内定後について

- 学校を通して生徒へ書面による**労働条件の明示を！**（求人票と差異がないようご確認を）

- 受入れ時の提出書類について

※入社承諾書には一方的な解約権をつけないでください。

※その他の入社後で足りる書類は入社後に、また書類の必要性について再点検をお願いします。

- **入社日の通知はお早めに！**

※入社日の通知は日時、場所、携行品、服装等の詳細を、本人及び学校へ文書で通知してください。

- 入社日（研修・実習・講習含む）は必ず**卒業式以降に**してください！

- 入社後の教育

※入社後、会社の規則や仕事の手順等を説明し、「誰に何を聞いたらいいのかわからない」といったことが無いよう、指導する担当者を決めるなど、受入れ体制を整えてください。

## 【5】採用内定取消しの防止について

- 新卒者の**「内定取消し」**や**「入職時期の繰下げ」**は**認められていません**

※ 万一やむを得ない理由で内定取消しや入職時期の繰下げをする場合であっても、事前にハローワークへの通知等が必要となります。場合によっては**内定取消しを行った企業名の公表**もあります（職業安定法施行規則第17条の4）ので、決して内定取消しが行われることのないようお願いします。

**詳細については冊子「求人者のみなさまへ」をご覧ください。**